

## 浜松市水産業用機器等導入事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、エネルギー価格及び物価高騰の影響を強く受けている市内の漁業者等に対し、水産業用機器等の導入の補助を行うことで生産性の向上を図り、安定的な経営及び競争力強化につなげることを目的として、「浜松市水産業用機器等導入事業費補助金」(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる全ての要件に該当する者で、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 市内に施設を有する水産業協同組合の正組合員
  - (2) 水産庁の競争力強化型機器等導入緊急対策事業の対象とならない者
  - (3) 申請日時点において事業活動の実態があり、引き続き事業活動を継続する意思があること。
  - (4) 購入する機器等は、浜松市内の施設等に設置し使用すること。
  - (5) 市税を完納していること。
  - (6) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体又は補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のすべて該当する事業(以下、「補助事業」という。)とする。

- (1) 補助の対象となる機器等は、水産庁の水産業競争力強化緊急事業業務要領(別添

- 7) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業第2条第1項に該当すること。
  - (2) 補助事業の実施期間は、交付決定日より令和8年12月28日までとする。
  - (3) 当該年度において、事業の内容が同一事業につき1回の申請であること。
  - (4) 第4条に基づく当該補助対象経費が1品あたり20万円以上のもの。
- 2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものは補助事業の対象としない。
- (1) 令和8年度において、補助事業と同一の事業にて、導入機器本体の直接補助にかかる他の助成制度の財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業。(利子補給等の補助制度は除く。)
  - (2) 公序良俗に反するおそれがある事業。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、別表1で掲げる経費(消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という)であって、当該補助対象事業に必要があると市長が認めるものとする。

- 2 補助対象事業を実施するための経費は、最も安価かつ効果的に活用するよう努めなければならない。
- 3 補助対象経費として認められない費用(以下「補助対象外経費」)は、別表1で掲げる各経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、50万円を限度とする。

- 2 補助金の申請総額が予算額を超えた場合は、予算額を申請総額で除して得た数を、1補助事業者あたりの申請額に乗じて補助金の交付決定額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業を実施する前において令和8年5月29日までに、交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実施計画書(第2号様式)
- (2) 補助事業収支予算書(第3号様式)
- (3) 各事業区分で定める補助対象者として認められる書類
- (4) 補助金振込先の口座に関する情報がわかる書類
- (5) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民

税・森林環境税特別徴収未実施理由書（第4号様式）

- (6) 誓約書（第19号様式）
- (7) 取組目標 KPI（第20号様式）
- (8) 基準適合証明書（省力・省コスト化に資する機器等の場合）（第21-1号様式から第21-10号様式）
- (9) 仕様性能証明書（被代替機器と比較し生産性向上に資する機器の場合）（第22-1号から第22-3号様式）
- (10) 漁業用機器等選定理由書（被代替機器等と比較し漁船用エンジン（船内機又は船外機）について、被代替機器等と比べ連続出力（kW）が、120%を超える場合）（第23号様式）
- (11) 人力作業機械化証明書（人力からの機械化による生産性の向上を目指す場合）（第24号様式）
- (12) 付加価値向上等の機器証明書（付加価値向上等新たな取組みによる生産性の向上を目指す場合）（第25号様式）
- (13) 養殖業その他の漁業種類機器証明書（養殖業その他漁業種類への兼業又は転換するに資する場合）（第26号様式）
- (14) 導入予定の機器のカタログ（処理能力等が記載されているもの）
- (15) 既存機器のカタログ（導入予定の機器と比較できる処理能力等が記載されているもの）ただし、既存機器のカタログがない場合は販売店又はメーカーが処理能力等を記載、押印したものに代えることができるものとする
- (16) 既存機器の写真（機器全体及び型番がわかるもの）
- (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金の不交付を決定し、当該申請者に対し、不交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得した財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数等を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、

貸付し、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。定められた期間内において取得した財産等を処分しようとするときには、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後前項の期間保管しておかなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (5) 補助事業者は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (6) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

#### (補助事業の変更申請)

第9条 補助事業者は、第7条第1項の決定を受けた補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、次のいずれかに該当する軽微な変更の場合を除く。

- (1) 補助対象経費の20%を超えない減額の変更である場合
- (2) 補助事業の内容に関係のない事業計画の細部変更である場合
- (3) 補助事業の趣旨に変更をもたらすものでない場合

2 前項の承認の申請は、変更承認申請書(第7号様式)により行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による変更の承認の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に対し、変更交付決定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

#### (補助事業・補助事業者に関する変更の届出)

第10条 補助事業者は、別表2に掲げるような補助事業又は補助事業者自身の内容に変更が生じたときは、速やかに市長へ届け出なければならない。

2 前項の届出は、補助事業・補助事業者変更届(第9号様式)により行わなければならない。

(補助事業の中止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止しようとする場合は、事業中止届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の中止届の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、事業中止承認書（第11号様式）を補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の実績報告及び補助金の請求)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後30日以内又は令和8年12月28日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書兼補助金請求書（第12号様式）に市長が定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助金を請求できる者は、前項の補助事業実績報告が認められた者に限る。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書（第13号様式）により補助事業者へ通知する。

(立入検査等)

第14条 市長は、補助金の適正な交付のため、必要があるときは、申請者に対して報告をさせ、又は職員に当該事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第7条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取消すことができ、補助金交付決定取消通知書（第14号様式）により補助事業者へ通知する。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) 第2条第2項各号のいずれかに該当すると判明したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 第12条に規定する実績報告が提出されない場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書(第15号様式)により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第17条 補助事業者は、規則第17条第1項の規定による取消を受け、前条の通知による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、交付金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、規則第19条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、次条第2項で定める期間保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 財産の処分を制限する期間(以下、処分制限期間という。)は、財産の取得日と財産を事業の用に供した日のいずれか遅い方を起算日として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第二に定める耐用年数のおりとする。

3 第1項の承認を受けようとする補助事業者は、財産処分承認申請書(第16号様式)により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、承認すべきであると認めたときは、当該申請者に対し、財産処分承認通知書(第17号様式)により通知するものとする。

5 前項の承認にあたっては、次に掲げる場合を除き、財産処分に係る納付金(以下「財

産処分納付金」という。)を市に納付する旨の条件を付すものとする。

- (1)災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄(以下「取壊し等」という。)
- (2)道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等
- (3)老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

6 財産処分納付金の額は、施設等にあつては処分する施設等に係る補助金の額に処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。)の割合を乗じて得た額とする。

7 第4項の承認を受けた補助事業者が当該承認にかかる財産を処分したときは、その内容について財産処分報告書(第18号様式)により市長に報告するものとする。ただし、第5項第1号に該当する財産処分であつて、第18号様式による市長への報告があつたものについては、市長の承認があつたものとして取り扱うものとする。  
(不可抗力に対する補助対象事業の取扱い)

(公開)

第20条 この要綱に基づき浜松市へ提出された書類については、浜松市情報公開条例(平成13年浜松市条例第32号)に基づき、公開又は非公開を決定するものとする。

(協議事項)

第21条 本要綱に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、補助事業者は市と協議の上、補助事業を進めるものとする。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金に適用する。

別表 1

補助対象経費	補助対象設備に係る以下の費用のみ (1) 機器等購入費
補助対象外経費	(1) 設計費 (2) 運搬費 (3) 工事費 ※据付費含む (4) 材料等経費 (5) 各種税金、各種保険料、振込手数料等の各種手数料 (6) 補助事業に係る所定の帳簿類（注文書、納品書、請求書、領収書等）の確認ができないもの (7) 交付決定以前に生じた経費 (8) 契約、発注行為に係る経費 (9) その他、市長が適当でないと認める経費 (10) 令和 8 年度において、補助事業と同一の事業にて、導入機器本体の直接補助にかかる他の助成制度の財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業。（利子補給等の補助制度は除く。）

別表 2

届出の対象となる補助事業の変更内容	(1) 機器種類が変更とならない型番変更 ※機器種類が変更となるものは補助対象外 (2) その他、市長が必要と認めるもの
届出の対象となる補助事業者の変更内容	(1) 住所変更 (2) 社名変更 (3) 代表者変更 (4) 事業承継（合併、法人成り、個人成り等） (5) その他、市長が必要と認めるもの